

## ベトナム 2010 年商事仲裁法 (番号 54/2010/QH12)

### 目次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 第一章 総則 .....                                      | 4  |
| 第 1 条 調整範囲 .....                                  | 4  |
| 第 2 条 仲裁の紛争解決権限 .....                             | 4  |
| 第 3 条 用語の解釈 .....                                 | 4  |
| 第 4 条 仲裁による紛争解決の原則 .....                          | 5  |
| 第 5 条 仲裁による紛争解決の条件 .....                          | 6  |
| 第 6 条 仲裁合意がある場合の裁判所による受理の拒否 .....                 | 6  |
| 第 7 条 仲裁につき権限を有する裁判所の確定 .....                     | 6  |
| 第 8 条 仲裁廷の仲裁判断、緊急暫定措置決定の執行権限を有する執行機<br>関の確定 ..... | 7  |
| 第 9 条 仲裁手続における交渉、調停 .....                         | 7  |
| 第 10 条 言語 .....                                   | 7  |
| 第 11 条 仲裁による紛争解決の場所 .....                         | 7  |
| 第 12 条 通知の送付及び通知送付の手順 .....                       | 8  |
| 第 13 条 異議権の喪失 .....                               | 8  |
| 第 14 条 紛争解決に適用する法律 .....                          | 8  |
| 第 15 条 仲裁に関する国家管理 .....                           | 9  |
| 第二章 仲裁合意 .....                                    | 9  |
| 第 16 条 仲裁合意の形式 .....                              | 9  |
| 第 17 条 消費者の紛争解決方式選択権 .....                        | 10 |
| 第 18 条 無効な仲裁合意 .....                              | 10 |
| 第 19 条 仲裁合意の独立性 .....                             | 10 |
| 第三章 仲裁人 .....                                     | 10 |
| 第 20 条 仲裁人の基準 .....                               | 10 |
| 第 21 条 仲裁人の権利、義務 .....                            | 11 |
| 第 22 条 仲裁協会 .....                                 | 11 |
| 第四章 仲裁センター .....                                  | 11 |
| 第 23 条 仲裁センターの職能 .....                            | 11 |
| 第 24 条 仲裁センター設立の条件及び手続 .....                      | 11 |
| 第 25 条 仲裁センターの活動の登録 .....                         | 11 |
| 第 26 条 仲裁センター設立の公表 .....                          | 12 |

|        |                                                              |    |
|--------|--------------------------------------------------------------|----|
| 第 27 条 | 仲裁センターの法人資格及び構造 .....                                        | 12 |
| 第 28 条 | 仲裁センターの権利及び義務 .....                                          | 12 |
| 第 29 条 | 仲裁センターの活動の終了 .....                                           | 13 |
| 第五章    | 申立 .....                                                     | 13 |
| 第 30 条 | 申立書及びその添付資料 .....                                            | 13 |
| 第 31 条 | 仲裁手続開始の時点 .....                                              | 14 |
| 第 32 条 | 申立書の通知 .....                                                 | 14 |
| 第 33 条 | 仲裁による紛争解決申立の時効 .....                                         | 14 |
| 第 34 条 | 仲裁の費用 .....                                                  | 14 |
| 第 35 条 | 答弁書及びその送付 .....                                              | 14 |
| 第 36 条 | 被申立人の反対請求申立書 .....                                           | 15 |
| 第 37 条 | 申立書，反対請求申立書の取り下げ；申立書，反対請求申立書<br>又は答弁書の修正，補充 .....            | 15 |
| 第 38 条 | 仲裁手続における交渉 .....                                             | 16 |
| 第六章    | 仲裁廷 .....                                                    | 16 |
| 第 39 条 | 仲裁廷の構成 .....                                                 | 16 |
| 第 40 条 | 仲裁センターにおける仲裁廷の設立 .....                                       | 16 |
| 第 41 条 | アドホック仲裁の仲裁廷の設立 .....                                         | 17 |
| 第 42 条 | 仲裁人の交代 .....                                                 | 17 |
| 第 43 条 | 仲裁合意の無効，仲裁合意の実施不可能，仲裁廷の権限の検討<br>.....                        | 18 |
| 第 44 条 | 仲裁合意不存在，仲裁合意の無効，仲裁合意の実施不可能に関<br>する仲裁廷の決定への異議申立及び異議申立解決 ..... | 19 |
| 第 45 条 | 仲裁廷の事実証明権限 .....                                             | 20 |
| 第 46 条 | 仲裁廷の証拠収集に関する権限 .....                                         | 20 |
| 第 47 条 | 証人の招集に関する仲裁廷の権限 .....                                        | 21 |
| 第七章    | 緊急暫定措置 .....                                                 | 21 |
| 第 48 条 | 緊急暫定措置適用を請求する権利 .....                                        | 21 |
| 第 49 条 | 緊急暫定措置を適用する仲裁廷の権限 .....                                      | 22 |
| 第 50 条 | 仲裁廷の緊急暫定措置適用の手続 .....                                        | 22 |
| 第 51 条 | 仲裁廷の緊急暫定措置の変更，補充，取消の権限，手続 .....                              | 23 |
| 第 52 条 | 緊急暫定措置を請求した当事者の責任 .....                                      | 23 |
| 第 53 条 | 緊急暫定措置の適用，変更，取消をする裁判所の権限，手続，<br>手続 .....                     | 24 |
| 第八章    | 紛争解決の審問 .....                                                | 24 |
| 第 54 条 | 紛争解決の審問の準備 .....                                             | 24 |

|        |                                               |    |
|--------|-----------------------------------------------|----|
| 第 55 条 | 紛争解決の審問の構成, 手続 .....                          | 24 |
| 第 56 条 | 当事者の欠席 .....                                  | 25 |
| 第 57 条 | 紛争解決の審問の延期 .....                              | 25 |
| 第 58 条 | 調停, 調停成立の公認 .....                             | 25 |
| 第 59 条 | 紛争解決の停止 .....                                 | 26 |
| 第九章    | 仲裁判断 .....                                    | 26 |
| 第 60 条 | 仲裁判断を下す際の原則 .....                             | 26 |
| 第 61 条 | 仲裁判断の内容, 形式及び効力 .....                         | 26 |
| 第 62 条 | アドホック仲裁の仲裁判断 .....                            | 27 |
| 第 63 条 | 仲裁判断の修正及び解釈; 仲裁判断の補充 .....                    | 28 |
| 第 64 条 | 資料の保存 .....                                   | 28 |
| 第十章    | 仲裁判断の執行 .....                                 | 29 |
| 第 65 条 | 自発的な仲裁判断の履行 .....                             | 29 |
| 第 66 条 | 仲裁判断執行請求権 .....                               | 29 |
| 第 67 条 | 仲裁判断の執行 .....                                 | 29 |
| 第十一章   | 仲裁判断の取消 .....                                 | 29 |
| 第 68 条 | 仲裁判断取消の根拠 .....                               | 29 |
| 第 69 条 | 仲裁判断取消申立の権利 .....                             | 30 |
| 第 70 条 | 仲裁判断取消申立書 .....                               | 30 |
| 第 71 条 | 仲裁判断取消申立書の裁判所による審査 .....                      | 30 |
| 第 72 条 | 仲裁に関連する裁判所の費用 .....                           | 32 |
| 第十二章   | ベトナムにおける外国仲裁の組織及び活動 .....                     | 32 |
| 第 73 条 | ベトナムにおける外国仲裁組織の活動条件 .....                     | 32 |
| 第 74 条 | ベトナムにおける外国仲裁組織の活動形式 .....                     | 32 |
| 第 75 条 | 支店 .....                                      | 32 |
| 第 76 条 | ベトナムにおける外国仲裁組織の支店の権利及び義務 .....                | 32 |
| 第 77 条 | 駐在事務所 .....                                   | 33 |
| 第 78 条 | ベトナムにおける外国仲裁組織の駐在事務所の権利及び義務 ..                | 33 |
| 第 79 条 | ベトナムにおける外国仲裁組織の支店, 駐在事務所の活動 .....             | 34 |
| 第十三章   | 施行条項 .....                                    | 34 |
| 第 80 条 | この法律が施行効力を有する前に設立された仲裁センターに対<br>する法律の適用 ..... | 34 |
| 第 81 条 | 施行効力 .....                                    | 34 |
| 第 82 条 | 詳細規定及び施行案内 .....                              | 34 |

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：54/2010/QH12

ハノイ 2010 年 6 月 17 日

## 商事仲裁法<sup>1</sup>

決議 51/2001/QH10 に従って修正，補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会は商事仲裁法を発行する。

### 第一章 総則

#### 第 1 条 調整範囲

この法律は，商事仲裁に関する権限，各仲裁の形式，仲裁組織，仲裁人；仲裁の手順，手続；仲裁における当事者の権利，義務及び責任；仲裁に対する裁判所の権限；ベトナムに所在する外国仲裁の組織及び活動，仲裁判断の執行について規定する。

#### 第 2 条 仲裁の紛争解決権限

1. 商事活動により発生した各当事者間の紛争。
2. 当事者の少なくとも 1 人が商事活動をしている各当事者間で発生した紛争。
3. 法令が仲裁によって解決できると規定するその他の当事者間の紛争。

#### 第 3 条 用語の解釈

この法律において，下記の各用語は以下のように解される：

1. *商事仲裁*とは，各当事者の合意による紛争解決方式で，この法律の規定に従って進行するものである。
2. *仲裁合意*とは，これから発生する，又は発生した紛争を仲裁によって解決することに関する当事者間の合意である。
3. *紛争当事者*とは，申立人又は被申立人として仲裁手続に参加するベトナム又は外国の個人，機関，組織である。

---

<sup>1</sup> 本稿は 2020 年 7 月 26 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

4. 外国的要素を有する紛争とは、商事関係、その他の法律関係において発生した紛争で、民法典により規定される外国的要素を有するものである。
5. 仲裁人とは、この法律の規定に従って紛争を解決するために各当事者が選択する、又は仲裁センター若しくは裁判所が指定する者である。
6. 仲裁規則とは、この法律の規定に従った仲裁センターにおける紛争解決方式であり、その仲裁センターの手続の規則である。
7. アドホック仲裁<sup>2</sup>とは、この法令の規定に従った紛争解決方式で、各当事者が手順、手続を合意するものである。
8. 仲裁地<sup>3</sup>とは、各当事者の選択合意に従って、又は各当事者の合意がない場合は仲裁廷の決定に従って、仲裁廷が紛争解決手続を進行する地である。仲裁地がベトナムの領土内である場合、仲裁判断を下すために仲裁廷が審問<sup>4</sup>を行った地が異なっているとしても、その仲裁判断はベトナムで下されたものと看做される。
9. 仲裁決定<sup>5</sup>とは、紛争解決過程における仲裁廷の決定である。
10. 仲裁判断<sup>6</sup>とは、紛争内容の全部を解決する仲裁廷の決定であり、仲裁手続を終了させるものである。
11. 外国仲裁とは、ベトナムの領土内外での紛争解決進行のために、各当事者が選択することを合意した外国の仲裁法令の規定に従って成立する仲裁である。
12. 外国仲裁判断とは、各当事者の選択合意による紛争解決のために外国仲裁がベトナム領土内外で下した仲裁判断である。

#### 第 4 条 仲裁による紛争解決の原則

1. 仲裁人は各当事者の合意が禁止条項違反でなく、社会道徳に反しない場合に、その合意を尊重する。
2. 仲裁人は、独立で、客観的で、不偏で、法令を順守しなければならない。
3. 各当事者は権利義務に関して平等である。仲裁廷は各当事者が自らの権利義務を実施するための条件を創出する責任を有する。

---

<sup>2</sup> 「アドホック仲裁」の原文は Trọng tài vụ việc である。

<sup>3</sup> 「仲裁地」の原文は Địa điểm giải quyết tranh chấp である。

<sup>4</sup> 「審問」の原文は phiên họp である。ベトナム国際仲裁センター (VIAC, <http://www.viac.vn/en>) の仲裁規則の英語版では phiên họp を hearing と英訳しているので、それを参考にした。

<sup>5</sup> 「仲裁決定」の原文は Quyết định trọng tài である。

<sup>6</sup> 「仲裁判断」の原文は Phán quyết trọng tài である。仲裁判断は英訳では award であるが、この定義によれば、ベトナムにおいてはいわゆる partial award は仲裁判断には含まれないことになるように思われる。

4. 仲裁による紛争解決は、各当事者が異なる合意をする場合を除き、非公開で進行する。
5. 仲裁判断は最終的な判断である。

#### 第 5 条 仲裁による紛争解決の条件

1. 各当事者が仲裁の合意をしている場合、紛争は仲裁で解決される。仲裁合意は紛争発生の前後を問わず成立しうる。
2. 仲裁合意をした当事者で死亡した、又は行為能力を喪失した者がいる場合、各当事者が異なる合意をする場合を除き、仲裁合意は依然としてその者の相続人又は法定代表者に対して効力を有する。
3. 仲裁合意をする当事者に活動を終了、破産、解散、新設合併、吸収合併、消滅分割、存続分割、組織形式を転換しなければならない組織がある場合、各当事者が異なる合意をする場合を除き、仲裁合意は依然としてその組織の権利義務を承継する組織に対して効力を有する。

#### 第 6 条 仲裁合意がある場合の裁判所による受理の拒否

各紛争当事者が既に仲裁合意をしているがある当事者が裁判所に提訴した場合、仲裁合意が無効又は実施できない場合を除き裁判所は受理を拒否しなければならない。

#### 第 7 条 仲裁につき権限を有する裁判所の確定

1. 各当事者が一つの裁判所を選択する合意が既にある場合、権限を有する裁判所は当事者が選択した裁判所である。
2. 各当事者が裁判所を選択する合意がない場合、権限を有する裁判所は以下のように確定される：
  - a) アドホック仲裁の仲裁廷<sup>7</sup>を成立させるための仲裁人の指定について、権限を有する裁判所は被申立人が個人の場合はその住所地にある裁判所であり、被申立人が組織の場合はその本部がある地の裁判所である。  
被申立人が外国に住所がある又は本部がある場合は、権限を有する裁判所は申立人の住所がある又は本部がある地の裁判所である。
  - b) アドホック仲裁廷の仲裁人の交代について、権限を有する裁判所は仲裁廷が紛争解決を行う地の裁判所である。
  - c) 仲裁合意が無効である、仲裁合意が実施できないこと、仲裁廷の権限に関する仲裁廷の決定への異議申立の解決請求<sup>8</sup>について、権限を有する裁判所は仲裁廷が決定を下した地の裁判所である。

---

<sup>7</sup> 「アドホック仲裁廷」の原文は Hội đồng trọng tài vụ việc である。

<sup>8</sup> 「請求」の原文は yêu cầu である。

- d) 裁判所への証拠収集請求について、権限を有する裁判所は収集される証拠がある地の裁判所である。
  - d) 裁判所への緊急暫定措置適用の請求について、権限を有する裁判所は緊急暫定措置が適用される地の裁判所である。
  - e) 証人の招集について、権限を有する裁判所は証人の住所地の裁判所である。
  - g) 仲裁判断取消、アドホック仲裁判断登録の申立について、権限を有する裁判所は仲裁廷が仲裁判断を下した地の裁判所である。
3. この条第 1 項及び第 2 項が規定する仲裁活動について権限を有する裁判所は省、中央直轄市の裁判所<sup>9</sup>である

#### **第 8 条 仲裁廷の仲裁判断、緊急暫定措置決定の執行権限を有する執行機関の確定**

- 1. 仲裁判断を執行する権限を有する民事判決執行機関は、仲裁廷が仲裁判断を下した地の省、中央直轄市の民事判決執行機関である。
- 2. 仲裁廷の緊急暫定措置決定を執行する権限を有する民事判決執行機関は、緊急暫定措置が適用される地の省、中央直轄市の民事判決執行機関である。

#### **第 9 条 仲裁手続における交渉、調停**

仲裁手続の過程で、各当事者は自由に紛争解決につき自由に交渉し、相互に合意する、又は各当事者が紛争解決につき相互に合意するために仲裁廷に調停を請求する権利を有する。

#### **第 10 条 言語**

- 1. 外国的要素を有さない紛争については、当事者の少なくとも一人が外国投資資本を有する企業である場合を除き、仲裁手続で使用される言語はベトナム語である。紛争当事者がベトナム語を使用しない場合は、通訳者を選択できる。
- 2. 外国的要素を有する紛争、当事者の少なくとも一人が外国投資資本を有する企業である紛争については、仲裁手続で使用される言語は各当事者の合意による。各当事者が合意できない場合は、仲裁手続で使用される言語は仲裁廷の決定による。

#### **第 11 条 仲裁による紛争解決の場所**

- 1. 各当事者は紛争解決の場所を合意する権利を有する；合意なき場合、仲裁廷が決定する。紛争解決の場所は、ベトナムの領土内外である。

---

<sup>9</sup> この項は、中央直轄市を含んだ省級裁判所が審級管轄を有することを規定する。

2. 各当事者が異なる合意をする場合を除き、仲裁廷は、仲裁廷を構成する仲裁人間の意見交換、証言の収集、専門家からの諮問を受けること、又は物品、財産若しくはその他の資料の鑑定の実施に適切な場所で会議をすることができる。

## 第 12 条 通知の送付及び通知送付の手順

各当事者が異なる合意をする、又は仲裁センターの規則が異なる規定をする場合を除き、仲裁手続における通知送付の方式及び手順を以下のように規定する。

1. それぞれの当事者の説明文書、取引文書及びその他の資料は、仲裁センター又は仲裁廷に送られ、その数は仲裁廷を構成するそれぞれの仲裁人に 1 部、相手方当事者に 1 部、保存のため仲裁センターに 1 部送るのに十分でなければならない。
2. 仲裁センター又は仲裁廷が各当事者に送付する通知、資料は、当事者が通知した正しい住所に従って各当事者の住所又は代表者に送付される
3. 通知、資料は仲裁センター又は仲裁廷によって、直接の交付、書留、普通郵便、ファクス、テレックス、電報、電子メール又はその他の方式で送付される。
4. 仲裁センター又は仲裁廷が送付する通知、書類は各当事者若しくは当事者の代表者が受領した日又はこの条第 2 項に適合する規定する送付がされた場合に受領したと看做される。
5. 通知、資料の受領期限はそれらを受領したと看做される日の翌日から計算される。受領したと看做される日の翌日が通知、資料が受領された国、領域の規定に従った祝日、休日である場合は、この受領期限は引き続いた最初の営業日から計算される。受領期限の最終日が通知、資料が受領された国、領域の規定に従った祝日、休日である場合は、期限終了日は引き続いた最初の営業日である。

## 第 13 条 異議権の喪失

当事者がこの法律違反又は仲裁合意違反を発見したが依然として引き続き仲裁手続を実施し、この法律が規定する期限内に異議を述べない場合は、仲裁又は裁判における異議権を喪失する。

## 第 14 条 紛争解決に適用する法律

1. 外国的要素を有さない紛争については、仲裁廷は紛争解決のためにベトナム法を適用する。



2. 外国的要素を有する紛争については、仲裁廷は各当事者が選択した法律を適用する；各当事者が適用法令につき合意できない場合は、仲裁廷が、最も適当であると考えた法令の適用を決定する。
3. ベトナム法令、各当事者が選択した法令が紛争内容に関して具体的な規定を有さない場合、国際慣習の適用又は適用結果がベトナム法令の基本原則に反しない場合には仲裁廷は紛争解決のため国際慣習を適用する。

## 第 15 条 仲裁に関する国家管理

1. 仲裁に関する国家管理は以下の内容からなる：
  - a) 仲裁に関する各法規範文書を発行して案内する；
  - b) 仲裁センター；ベトナムにある外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書及び活動登録書を発給、回収する；
  - c) ベトナムで活動する仲裁組織の仲裁人名簿を公表する；
  - d) 仲裁に関する法令を宣伝、周知する；仲裁について国際協力を行う；仲裁人の養成、能力向上を案内する；
  - d) 仲裁に関する法令違反を調査、検査し、処分する；
  - e) この項 b 号 c 号 d 号及び d 号が規定する活動に関連する異議申立、告発を解決する。
2. 政府は仲裁について統一的国家管理を行う。
3. 司法省は仲裁に関して国家管理を行う政府の前に責任を負う。
4. 省、中央直轄市の司法局は、司法省が政府の規定及びこの法律の規定に従った任務を実施するのを助ける。

## 第二章 仲裁合意

### 第 16 条 仲裁合意の形式

1. 仲裁合意は、契約における仲裁条項の形式又は個別の合意の形式により確立することができる。
2. 仲裁合意は、書面で確立されなければならない。以下の各合意形式はいずれも書面で確立されたと看做される：
  - a) 電報、ファクス、テレックス、電子メール及び法令の規定に従ったその他の形式の交換を通じて確立される合意；
  - b) 各当事者間の文書による情報交換を通じて確立される合意；
  - c) 各当事者の請求に従って弁護士、公証人又は権限を有する組織により文書で記録された合意；
  - d) 取引において、各当事者が参照した契約、証書、会社定款及びその他類似資料の文書で、仲裁合意の表現を有するもの；

- d) 申立書、答弁書の交換を通じて、その中で一方当事者が提起した仲裁合意の存在が表現されており、他方当事者がそれを否認しない。

## 第 17 条 消費者の紛争解決方式選択権

物品、サービス供給者と消費者の間の紛争については、物品、サービス供給に関する共通条件として、供給者が起草した仲裁条項が規定されているにもかかわらず、消費者は紛争解決手段を仲裁にするか、裁判にするかを依然として選択することができる。物品、サービスの供給者は消費者が了承した場合のみに仲裁を開始できる。

## 第 18 条 無効な仲裁合意

1. 紛争が、この法律第 2 条が規定する仲裁の権限に属さない領域において発生した。
2. 仲裁合意を確立した者が法令の規定に従った権限を有さない。
3. 仲裁合意を確立した者が民法典の規定に従った民事行為能力を有さない。
4. 仲裁合意の形式がこの法律第 16 条の規定に適合しない。
5. 当事者の中に、仲裁合意確立過程において、詐欺、脅迫、強制を受けた者がおり、その仲裁合意の無効宣言を請求している。
6. 仲裁合意が法令の禁止条項に違反する。

## 第 19 条 仲裁合意の独立性

仲裁合意は契約と完全に独立である。契約の変更、延長、解除、無効、実施不可能であることは、仲裁合意の効力を喪失させない。

# 第三章 仲裁人

## 第 20 条 仲裁人の基準

1. 以下の基準を十分に満たす者が仲裁人となることができる：
  - a) 民法典の規定に従った民事行為能力が十分にある；
  - b) 大学を卒業し、卒業後 5 年以上専門実務を経験している；
  - c) 特別な場合として、高度の専門性がある専門家で実務経験が豊富である場合、この条 a 号 b 号の請求に適合しないが、仲裁人に選択され得る。
2. この条 1 項の規定する基準を十分に満たすが以下の各場合の一つに属する者は仲裁人になることはできない：
  - a) 裁判官、検察官、捜査官、執行官、及び人民裁判所、人民検察院、捜査機関、判決執行機関に所属する公務員として現に働いている者；
  - b) 現に被疑者、被告人である者、現に刑事判決執行を受けている者、又は刑事判決執行は終了したがまだ刑事記録が抹消されていない者。

3. 仲裁センターは、自らの組織の仲裁人に対して、この条 1 項の規定より高度な基準を追加して規定することができる。

## 第 21 条 仲裁人の権利、義務

1. 紛争解決を承認又は拒否する。
2. 紛争解決につき独立である。
3. 紛争事件と関連する情報の提供を拒否する。
4. 報酬を享受する。
5. 法令の規定に従って権限を有する国家機関に情報提供をしなければならない場合を除き、自らが解決した紛争内容の秘密を保持する。
6. 紛争解決を、不偏の立場で、速やかに、遅滞なく行う。
7. 職業道德規則を順守する。

## 第 22 条 仲裁協会

仲裁協会は、国内全体の仲裁人及び仲裁センターの社会—職業組織である。仲裁協会の成立及び活動は職業団体に関する法令の規定に従って実施する。

# 第四章 仲裁センター

## 第 23 条 仲裁センターの職能

仲裁センターは、機関仲裁による紛争解決活動を組織、配分し、仲裁手続の過程で行政、事務及びその他の援助につき仲裁人を補助する職能を有する。

## 第 24 条 仲裁センター設立の条件及び手続

1. 仲裁センターは、ベトナム市民であり、この法律第 20 条の規定する仲裁人の条件を十分に備える少なくとも 5 人の設立発起人が設立を提議し、司法省から設立許可書の発給を得ることで、設立される。
2. 仲裁センター設立提議書類は以下からなる：
  - a) 設立提議書；
  - b) 司法省が発行する書式に従った仲裁センターの定款の草案；
  - c) 設立発起人の名簿及びそれらの者がこの法律第 20 条が規定する条件を十分に備えていることを証明する添付書類。
3. 適式で十分<sup>10</sup>な書類を受領した日から 30 日以内に、司法省大臣は仲裁センター設立許可書を発給し、仲裁センターの定款を承認する；設立を拒絶する場合は理由を明確に付した文書で回答しなければならない。

## 第 25 条 仲裁センターの活動の登録

---

<sup>10</sup> 欠けている書類がないという意味である。

設立許可書を受領した日から 30 日以内に、仲裁センターは本部を置く省、中央直轄市の司法局に活動登録をしなければならない。この期間が経過したが仲裁センターが登録をしていない場合は、設立許可書は無効となる。

司法局は、活動登録の申請を受領してから 15 日以内に活動登録書を仲裁センターに発給する。

## 第 26 条 仲裁センター設立の公表

1. 活動登録書受領の日から 30 日以内に、仲裁センターは以下の主要な内容について連続 3 回、中央の日刊紙又は活動登録した地方の日刊紙に登載しなければならない。
  - a) 仲裁センターの名称、本部の住所；
  - b) 仲裁センターの活動領域；
  - c) 活動登録書の番号、発給機関、発給の年月日；
  - d) 仲裁センターの活動開始時点。
2. 仲裁センターは、この条 1 項が規定する内容及び仲裁センターの仲裁人名簿を本部で掲示しなければならない。

## 第 27 条 仲裁センターの法人資格及び構造

1. 仲裁センターは法人資格を有し、独自の印鑑及び口座を有する
2. 仲裁センターは非営利目的で活動する。
3. 仲裁センターは、国内外で支店、駐在事務所を設置することができる。
4. 仲裁センターは管理委員会<sup>11</sup>及び事務局<sup>12</sup>を設置する。仲裁センターの機構はその定款の規定による。

仲裁センターの管理委員会は、委員長<sup>13</sup>、副委員長からなり、委員長が選ぶ総書記も含むことができる。仲裁センターの委員長は仲裁人である。

5. 仲裁センターは仲裁人の名簿を備える。

## 第 28 条 仲裁センターの権利及び義務

1. この法律の規定に適合する仲裁センターの定款及び規則を作る。
2. 仲裁人の基準と選定の規定を作り、仲裁人の名簿を作成し、自らに属する仲裁人の名簿から仲裁人の名前を削除する。
3. 仲裁センターに属する仲裁人の名簿及びその名簿の変更を、それを公表する司法省に送付する。
4. この法律が規定する場合に、仲裁廷を構成する仲裁人を指定する。

---

<sup>11</sup> 「管理委員会」の原文は Ban điều hành である。

<sup>12</sup> 「事務局の原文」は Ban thư ký である。

<sup>13</sup> 「委員長」の原文は Chủ tịch である。

5. 仲裁，調停<sup>14</sup>及び法令の規定に従ったその他の商事紛争解決方式を提供する。
6. 紛争解決にあたり，行政，事務サービス及びその他のサービスを提供する。
7. 仲裁費用及び仲裁に関連するその他の合法的な費用を徴収する。
8. 仲裁人に報酬及びその他の費用を支払う
9. 仲裁人の紛争解決の程度及び技能を高め，増強する活動をする。
10. 毎年，定期的に仲裁センターの活動について，仲裁センターが活動登録した地の司法局に報告する。
11. 書類を保存し，紛争当事者又は権限を有する機関の請求に従って仲裁決定の写しを提供する。

## 第 29 条 仲裁センターの活動の終了

1. 仲裁センターの活動は以下の場合に終了する：
  - a) 仲裁センターの定款が規定する場合；
  - b) 設立許可書，活動登録書が回収される。
2. 政府は，設立許可書，活動登録書が回収される場合，及び仲裁センターの活動終了の手順，手続の詳細を規定する。

## 第五章 申立<sup>15</sup>

### 第 30 条 申立書及びその添付資料

1. 仲裁センターにおける紛争解決の場合，申立人は申立書を作成して仲裁センターに送付しなければならない。紛争がアドホック仲裁で解決される場合は，申立人は申立書を作成して被申立人に送付しなければならない。
2. 申立書の内容は以下からなる：
  - a) 申立書作成の年月日；
  - b) 各当事者の名称，住所；証人の名称，住所（もしあれば）；
  - c) 紛争内容の要約；
  - d) 申立の根拠及び証拠（もしあれば）；
  - d) 申立人の具体的な請求及び紛争の価額；
  - e) 申立人が選択する仲裁人の氏名，住所，又は仲裁人指定の提議
3. 申立書には，仲裁合意，関連する資料の原本又は写しを添付しなければならない。

---

<sup>14</sup> 「調停」の原文は *hoà giải* である。直訳すると「和解」となる。

<sup>15</sup> 「申立」の原文は *khởi kiện* である。

### 第 31 条 仲裁手続開始の時点

1. 仲裁センターで紛争が解決される場合、各当事者間に異なった合意がある場合を除き、仲裁手続の開始時点は仲裁センターが申立人から申立書を受領した時点である。
2. アドホック仲裁で紛争が解決される場合、各当事者間に異なった合意があり場合を除き、仲裁手続の開始時点は、被申立人が申立人の申立書を受領した時点である。

### 第 32 条 申立書の通知

各当事者間に異なる合意がある、又は仲裁センターの規則に異なる規定を有する場合を除き、申立書、添付資料及び仲裁費用の前払いの証書の受領の日から 10 日以内に、仲裁センターは申立人の申立書及びこの法律第 30 条 3 項の規定する資料の写しを被申立人に送付しなければならない。

### 第 33 条 仲裁による紛争解決申立の時効

特別法が異なる規定を有する場合を除き、仲裁手続申立の時効は合法的権利及び利益が侵害された日から 2 年である。

### 第 34 条 仲裁の費用

1. 仲裁の費用とは、仲裁による紛争解決サービスを提供する対価の金額である。仲裁費用は以下からなる：
  - a) 仲裁人の報酬、交通費及び仲裁人に対するその他の費用；
  - b) 仲裁廷の請求に従った専門家への諮問費用及びその他の援助費用；
  - c) 各紛争当事者の請求に従った仲裁センターによる仲裁人指定費用；
  - d) 仲裁センターによって提供されるその他の便益サービスの使用費用。
2. 仲裁費用は仲裁センターが決定する。紛争がアドホック仲裁によって解決した場合は、仲裁費用は仲裁廷が決定する。
3. 各当事者が異なる合意をする、仲裁規則が異なる規定をする、又は仲裁廷が異なる割当をする場合を除き、敗訴者が仲裁費用を負担する。

### 第 35 条 答弁書<sup>16</sup>及びその送付

1. 答弁書は以下の各内容からなる：
  - a) 答弁書作成の年月日；
  - b) 被申立人の名称、住所；
  - c) 答弁の根拠及び証拠（もしあれば）；
  - d) 被申立人が選択する仲裁人の氏名、住所、又は仲裁人指定の提議。

---

<sup>16</sup> 「答弁書」の原文は *Bản tự bảo vệ* である。直訳すると「自己弁護書」となる。

2. 仲裁センターで解決される紛争については、各当事者が異なる合意をする、又は仲裁センターの規則が異なる規定を有する場合を除き、申立書及び添付資料の受領日から 30 日以内に、被申立人は仲裁センターに答弁書を送付しなければならない。当事者の一人又は全ての当事者の請求がある場合は、この期限は仲裁センターによって、事件の具体的な事情に基づき延長されうる。
3. アドホック仲裁で解決される紛争については、各当事者が異なる合意をする場合を除き、申立書及び添付資料の受領日から 30 日以内に、被申立人は答弁書、自らが仲裁人として選択した者の氏名、住所を申立人及び仲裁人に送付しなければならない。
4. 被申立人が、紛争が仲裁の権限に属さない、仲裁合意がない、仲裁合意が無効である、又は仲裁合意を実施することができないと主張する場合は、それを答弁書に明記しなければならない。
5. 被申立人がこの条第 2 項及び第 3 項の規定に従った答弁書を提出しない場合でも、紛争解決の過程は依然として進行する。

### 第 36 条 被申立人の反対請求申立書

1. 被申立人は、申立人に対して、紛争と関連する争点について反対請求をする権利を有する。
2. 被申立人の反対請求申立書は仲裁センターに送付されなければならない。紛争がアドホック仲裁で解決される場合は、反対請求申立書は仲裁廷及び申立人に送付されなければならない。反対請求申立書は答弁書と同時に提出しなければならない。
3. 反対請求申立書の受領日から 30 日以内に、申立人は答弁書を仲裁センターに送付しなければならない。紛争がアドホック仲裁で解決される場合は、申立人は仲裁廷及び被申立人に送付されなければならない。
4. 反対請求の解決は、申立書解決の手順、手続に関するこの法律の規定に従って申立書を解決する仲裁廷が行う。

### 第 37 条 申立書、反対請求申立書の取り下げ；申立書、反対請求申立書又は答弁書の修正、補充

- 1<sup>17</sup>. 仲裁廷が仲裁判断を下す前に、各当事者は申立書、反対請求申立書を取り下げることができる。
2. 仲裁手続の過程で、各当事者は申立書、反対請求申立書又は答弁書を修正、補充することができる。仲裁廷は、それが仲裁判断を下すのに困難、遅

---

<sup>17</sup> ベトナム語原文では項番号の 1 が記載されていないが、追加した。

延を惹起することを狙った濫用であり得る、又は事件に適用される仲裁合意の範囲を超えていると判断した場合には各修正、補充を承認しない権利を有する。

### 第 38 条 仲裁手続における交渉

仲裁手続開始時点から、各当事者は自ら交渉し、合意して紛争解決を終了する権利を有する。

各当事者が相互に合意して紛争解決を終了した場合、仲裁センターの長に仲裁解決停止決定を下すように請求する権利を有する。

## 第六章 仲裁廷

### 第 39 条 仲裁廷の構成

1. 仲裁廷は、各当事者の合意に従った 1 人以上の仲裁人から構成される。
2. 仲裁人の人数について合意がない場合は、仲裁廷は 3 人の仲裁人から構成される。

### 第 40 条 仲裁センターにおける仲裁廷の設立

各当事者が異なる合意をする、又は仲裁センターの規則が異なる規定を有する場合を除き、仲裁廷の設立は以下のように規定される：

1. 仲裁センターが送付した申立書及び仲裁人選択請求の受領日から 30 日以内に、被申立人は自らが選択する仲裁人を選択し、それを仲裁センターに知らせる、又は仲裁センターの長に仲裁人の指定を提議する。被申立人が仲裁人を選択しない、又は仲裁センターの長に仲裁人の指定を提議しない場合は、この項の規定する期限が終了した日から 7 日以内に、仲裁センターの長は被申立人が選択する仲裁人を指定する；
2. 多くの被申立人がいる紛争の事件の場合は、仲裁センターが送付した申立書受領の日から 30 日以内に、各被申立人は仲裁人選択を統一する、又は仲裁人指定請求を統一しなければならない。各被申立人が仲裁人を選択できなかった場合は、この条が規定する期限が終了した日から 7 日以内に、仲裁センターの長は各被申立人が選択する仲裁人を指定する；
3. 各当事者が仲裁人を選択した日、又は仲裁センターの長が仲裁人を指定した日から 15 日以内に、各仲裁人は議長仲裁人<sup>18</sup>となる仲裁人一人を選出する。この期限が終了したが選出ができていない場合は、この項の規定する期限が終了した日から 7 日以内に、仲裁センターの長が議長仲裁人を指定する；

---

<sup>18</sup> 「議長仲裁人」の原文は Chủ tịch Hội đồng trọng tài, 直訳すると「仲裁廷の長」。



4. 各当事者が単独仲裁人一人による仲裁を選択したが、被申立人が申立書を受領した日から 30 日以内に選択しない場合、当事者の請求に従って、その請求を受領した日から 15 日以内に、仲裁センターの長は単独仲裁人を指定する。

#### 第 41 条 アドホック仲裁の仲裁廷の設立

各当事者が異なる合意をする場合を除き、アドホック仲裁の仲裁廷の設立は以下のように規定される：

1. 被申立人が申立人の申立書を受領した日から 30 日以内に、被申立人は仲裁人を選択し、その仲裁人を申立人に知らせなければならない。この期限が終了しても被申立人が自ら選択した仲裁人の氏名を申立人に通知せず、各当事者が仲裁人の指定に関して異なる合意がない場合は、申立人は権限を有する裁判所に対して被申立人が選択する仲裁人の指定につき請求する権利を有する；
2. 多くの被申立人がいる紛争の事件の場合は、申立人の申立書及び添付書類受領の日から 30 日以内に、各被申立人は仲裁人選択を統一しなければならない。この期限内に各被申立人が仲裁人を選択できず、各当事者が仲裁人の選択に関して異なる合意がない場合は、当事者は権限を有する裁判所に対して被申立人が選択する仲裁人の指定につき請求する権利を有する；
3. 各当事者の選択、又は裁判所の指定の日から 15 日以内に、各仲裁人は議長仲裁人となる仲裁人一人を選出する。議長仲裁人が選出されず、各当事者が異なる合意がない場合は、各当事者は権限を有する裁判所に議長仲裁人の指定を請求する権利を有する；
4. 各当事者が単独仲裁人一人による仲裁を選択したが、被申立人が申立書を受領した日から 30 日以内に選択しない場合で、各当事者が仲裁センターによる指定を請求する合意がない場合、権限を有する裁判所が単独仲裁人を指定する。
5. この条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項が規定する各当事者の請求を受領した日から 7 日以内に、権限を有する裁判所の長官は一人の裁判官に仲裁人の指定及び各当事者への通知を割り当てる。

#### 第 42 条 仲裁人の交代

1. 以下の各場合において、仲裁人は紛争解決を拒否しなければならず、各当事者は紛争解決をする仲裁人の交代を請求する権利を有する：
  - a) 仲裁人が一方当事者の親戚又は代表である；
  - b) 仲裁人が紛争事件に関連する利益を有する；
  - c) 仲裁人が普遍でなく、客観的でないことにつき明確な根拠がある；

- d) 仲裁で解決される紛争が提起される前に、いずれかの当事者の調停人、代表者、弁護士であった。但し、各当事者が文書で了承した場合を除く。
2. 選択又は指定された時から、仲裁人は文書で仲裁センター又は仲裁廷及び各当事者に対して自らの客観性、不偏性に影響を及ぼし得る事情について通知する
  3. 仲裁センターで解決される紛争事件については、仲裁廷がまだ設立されていない場合は、仲裁センターの長の決定により仲裁人が交代する。仲裁廷が設立済みの場合は、仲裁廷の残りの仲裁人の決定により仲裁人が交代する。仲裁廷の残りの仲裁人では決定できない場合、又は各仲裁人若しくは単独仲裁人が紛争解決拒否をする場合、仲裁センターの長が仲裁人の交代について決定する。
  4. アドホック仲裁の仲裁廷により解決される紛争事件については、残りの仲裁廷の仲裁人の決定により仲裁人が交代する。残りの仲裁人では決定できない、又は各仲裁人若しくは単独仲裁人が紛争解決拒否をする場合、一人以上の仲裁人、一方又は各当事者の請求を受けた日から 15 日以内に、権限を有する裁判所の長官は一人の裁判官に仲裁人交代の決定を割り当てる。
  5. この条第 3 項及び第 4 項が規定する仲裁センターの長又は裁判所の決定は、最終的な決定である。
  6. 仲裁人が不可抗力又は客観的障害により引き続き紛争解決に参加できない、又は交代させられた場合、その仲裁に代わる仲裁人の選択、指定はこの法律が規定する手順、手続に従って実施される。
  7. 各当事者の意見を参考にした後に、新しい仲裁廷は、以前の仲裁廷の紛争解決に提出されていた争点につき再度の検討をすることができる。

#### **第 43 条 仲裁合意の無効、仲裁合意の実施不可能、仲裁廷の権限の検討**

1. 紛争事件の内容の検討の前に、仲裁廷は仲裁合意の効力；仲裁合意が実施され得るか否か、及び自らの権限について、検討しなければならない。自らの解決権限に属する事件の場合は、仲裁廷はこの法律の規定に従って紛争解決を進行する。自らの解決権限に属しない事件、仲裁合意の無効又は仲裁合意が明らかに実施不能の場合は、仲裁廷は解決停止を決定して直ちに各当事者に通知する。
2. 紛争解決の過程で仲裁廷の権限超過が発見された場合は、各当事者は仲裁廷に異議申立をすることができる。仲裁廷は検討して決定する責任を負う。
3. 各当事者が具体的な一つの仲裁センターでの紛争解決を了承していたが、その仲裁センターが活動を終了していた、又は活動を承継する仲裁組織がない場合、各当事者はその他の仲裁センターの選択を合意することができる；合意できない場合は、裁判所に解決を求めて提訴する権利を有する。

4. 各当事者がアドホック仲裁にて仲裁人の選択につき具体的に合意していたが、紛争が生じた時点で不可抗力又は客観的障害により仲裁人が紛争解決に参加できない場合、各当事者は交代する他の仲裁人を選択する合意をすることができる；合意できない場合は、裁判所に解決を求めて提訴する権利を有する。
5. 各当事者が仲裁合意をしていたが、それが仲裁の形式を明確に指示しない、又は具体的な仲裁組織を確定できない場合は、紛争が生じた時、各当事者は紛争解決のための仲裁の形式又は具体的な仲裁組織に関して再度合意をしなければならない。合意できない場合は、紛争解決のための仲裁の形式、具体的な仲裁組織は、申立人の請求に従う。

#### 第 44 条 仲裁合意不存在、仲裁合意の無効、仲裁合意の実施不可能に関する 仲裁廷の決定への異議申立及び異議申立解決

1. この法律第 43 条の規定する仲裁廷の決定について同意しない場合は、仲裁廷の決定の受領日から 5 営業日以内に、各当事者は権限を有する裁判所に仲裁廷の決定の再調査を請求する申立書<sup>19</sup>を送付する権利を有する。異議申立をした当事者は、同時に、仲裁廷に異議申立したことを報告する。
2. 異議申立書<sup>20</sup>は以下の主要な内容を含んでいなければならない：
  - a) 異議申立書作成の年月日；
  - b) 異議申立をする当事者の名称及び住所；
  - c) 請求内容。
3. 異議申立書には、申立書、仲裁合意、仲裁廷の決定の写しが添付されなければならない。添付書類が外国語で作成されている場合は、ベトナム語に翻訳されて適式性の確認<sup>21</sup>がされなければならない。
4. 不服申立書受領の日から 5 営業日以内に、権限を有する裁判所の長官は異議申立を調査し、解決する裁判官一人を割り当てる。その割当がなされてから 10 営業日以内に、裁判官は裁判所の最終的な調査、決定をしなければならない。
5. 裁判所が異議申立書を解決する間、仲裁廷は依然として引き続き紛争解決を行うことができる。

---

<sup>19</sup> 「権限を有する裁判所に仲裁廷の決定の再調査を請求する申立書」の原文は đơn yêu cầu Tòa án có thẩm quyền xem xét lại quyết định của Hội đồng trọng tài である。

<sup>20</sup> 「異議申立書」の原文は đơn khiếu nại である。文脈からは、本法 43 条 1 項の「権限を有する裁判所に仲裁廷の決定の再調査を請求する申立書」と同義と思われる。

<sup>21</sup> 「適式性の確認」の原文は chứng thực hợp lệ である。

6. 仲裁廷の権限に属さない、仲裁合意が存在しない、仲裁合意が無効である、又は仲裁合意が実施不可能な紛争事件であると裁判所が決定した場合、仲裁廷は紛争解決停止決定を下す。異なる合意がある場合を除き、各当事者は紛争事件を裁判所に提訴する権利を有する。裁判所への提訴時効は法令の規定に従って確定される。申立人が仲裁を開始してから裁判所が紛争事件解決受理決定を下すまでの期間は、提訴時効に計算されない。

#### 第 45 条 仲裁廷の事実証明権限

紛争解決過程において、仲裁廷は、紛争事件と関連する各争点を解明するのに適した各型式で、相手方当事者と一緒に当事者と面会して意見交換する権利を有する。仲裁廷は、自ら、又は当事者の請求に従って、各当事者が出席する状況又は各当事者に知らせた後に、第三者による事実の調査検討を行うことができる。

#### 第 46 条 仲裁廷の証拠収集に関する権限

1. 各当事者は、紛争内容に関連する事実を証明するため、仲裁廷に証拠を提供する権利を有し、義務を負う。
2. 当事者の請求に従って、仲裁廷は証人に紛争解決に関連する情報、資料の提供を求める権利を有する。
3. 仲裁廷は、自ら、又は当事者の請求に従って、紛争解決の根拠にするため紛争事件の財産の算定、鑑定についての意見を聞く権利を有する。
4. 仲裁廷は、自ら、又は当事者の請求に従って、専門家の意見を諮問する権利を有する。専門家の費用は諮問請求をした当事者が負担する、又は仲裁廷が割り振りをする。
5. 仲裁廷又は当事者が証拠収集のために必要な措置を行ったが、依然として自ら収集ができてない場合、裁判所が機関、組織、個人に対して紛争に関連する視聴覚資料又はその他の物の提供を請求するように提議する文書を裁判所に送付することができる。提議文書は、仲裁で解決をしている事件の内容、収集が必要な証拠、自ら収集ができない理由、収集が必要なその証拠を管理、保有している機関、組織、個人の名称、住所を明記しなければならない。
6. 証拠収集を請求する文書の受領日から 7 営業日以内に、権限を有する裁判所の長官は証拠収集請求を検討し、解決する裁判官一人を割り当てる。割当の日から 5 営業日以内に、裁判官は、証拠を管理、保有する機関、組織、個人に対してその証拠を裁判所に提供するように文書で請求し、その文書を法令の規定に従った職務、任務を実施する同級の検察院にも送付する。

証拠を管理、保有している機関、組織、個人は、裁判所の請求の受領日から 15 日以内にその請求に従って十分に、遅滞なく証拠を提供する責任を有する。

機関、組織、個人が提供した証拠の受領日から 5 営業日以内に、証拠の受け渡しをするため裁判所は直ちに仲裁廷、請求をした当事者に通知する。

期限を経過したが機関、組織、個人が請求に従った証拠の提供をしない場合は、裁判所は直ちに仲裁廷、請求をした当事者に通知すると同時に、法令の規定に従って権限を有する機関、組織に対して処分を請求する文書を出す。

#### 第 47 条 証人の招集に関する仲裁廷の権限

1. 当事者の請求がある、又は必要性がある場合、仲裁廷は証人に対して審問への出席を求める権利を有する。証人の費用は、証人招集を請求した当事者が負うか、又は仲裁廷の割当により決められる。
2. 仲裁廷が正式に招集した証人が審問に出席せず、それにつき正当な理由がなく、その欠席が紛争解決に困難を惹起する場合、仲裁廷は権限を有する裁判所に対して、仲裁廷の審問に証人を招集する決定発出の提議文書を送付する。提議文書は、仲裁で解決をしている事件の内容；証人の氏名、住所；証人招集が必要な理由；証人が出席しなければならない日時、場所を明記しなければならない。
3. 仲裁廷による証人招集提議文書の受領日から 7 営業日以内に、裁判所の長官は証人招集の請求を検討、解決する裁判官一人を割り当てる。割当の日から 5 営業日以内に、裁判官は証人招集決定を下さなければならない。

証人招集決定には、証人招集の請求をする仲裁廷の名称；紛争事件の内容；証人の氏名、住所；仲裁人の請求に従った証人が出席しなければならない日時、場所を明記しなければならない。

裁判所はこの決定を直ちに仲裁廷、証人に送付するとともに、法令の規定に従って職務、任務を実施する同級の検察院にも送付する。

証人は裁判所の決定を施行する厳正な義務を負う。

証人の費用はこの条 1 項の規定に従って実施される。

### 第七章 緊急暫定措置

#### 第 48 条 緊急暫定措置適用を請求する権利

1. 各紛争当事者は、各当事者が異なる合意をする場合を除き、この法律及び関連を有する法令の規定に従って、仲裁廷、裁判所に緊急暫定措置の適用を請求する権利を有する。

2. 裁判所への緊急暫定措置適用請求は仲裁合意の排除，又は仲裁による紛争解決権の辞退と看做されない。

#### 第 49 条 緊急暫定措置を適用する仲裁廷の権限

1. 当事者の請求に従って，仲裁廷は各当事者に対して一つ以上の緊急暫定措置を適用することができる。
2. 各緊急暫定措置は以下からなる：
  - a) 紛争の対象となっている財産の現状変更禁止；
  - b) 紛争当事者に対して，仲裁手続の過程に悪影響を与える行為の阻止のために一定の行為を禁止する，又は実施を強制する；
  - c) 紛争の対象となっている財産の差押；
  - d) 当事者の財産の保存，保管，売却及び処分 of 請求；
  - d) 各当事者間の暫定的金銭支払いの請求；
  - e) 紛争の対象となっている財産の譲渡禁止。
3. 紛争解決の過程において，当事者がこの条第 2 項が規定する緊急暫定措置を一つ以上請求したが，その後仲裁廷に対して再度，緊急暫定措置適用を請求した場合，仲裁廷はそれを拒否しなければならない。
4. 緊急暫定措置適用の前に，仲裁廷は緊急暫定措置を請求した当事者に財政担保義務履行を強制する。
5. 仲裁廷が，異なる緊急暫定措置を適用し，又は当事者の緊急暫定措置適用請求を超えて，請求した当事者，相手方当事，又は第三者に損害を惹起した場合は，民事訴訟に関する法令の規定に従って，損害を被った者は損害賠償による解決を請求して裁判所に提訴する権利を有する。

#### 第 50 条 仲裁廷の緊急暫定措置適用の手続

1. 緊急暫定措置適用を請求する当事者は，仲裁廷に申立書を送付しなければならない。
2. 緊急暫定措置適用書は以下の内容を正しく含まなければならない：
  - a) 書類作成の年月日；
  - b) 緊急暫定措置適用の請求をする当事者の名称，住所；
  - c) 緊急暫定保全措置の適用を受ける当事者の名称，住所；
  - d) 紛争内容の概要；
  - d) 緊急暫定措置が必要である理由；
  - e) 適用される緊急暫定措置及び具体的な請求。

緊急暫定措置適用申立書に添付して，その緊急暫定措置適用の必要性を証明するため，請求した当事者は仲裁廷に証拠を提供しなければならない。

3. 仲裁廷の決定に従って、緊急暫定措置の適用を請求した当事者は、緊急暫定措置の適用を受ける当事者が不当な緊急暫定措置適用から生じ得る損害価値に相当すると仲裁廷が算定した金額、金、宝石又は価値を有する書類<sup>22</sup>を送付しなければならない。金額、金、宝石又は価値を有する書類は、仲裁廷が決定した封鎖された銀行口座に送らなければならない。
4. 申立書の受領日から 3 営業日以内に、請求した当事者がこの条 3 項が規定する担保措置を実施した後に、仲裁廷は緊急暫定措置適用を検討して発出する。請求が承認されない場合は、仲裁廷は請求した当事者がわかるように明確にその理由を記載する。
5. 仲裁廷の緊急暫定措置適用決定の施行は、民事判決執行に関する法令の規定に従って実施する。

#### 第 51 条 仲裁廷の緊急暫定措置の変更、補充、取消の権限、手続

1. 当事者の請求に従って、仲裁解決の過程のいかなる時点であっても、仲裁廷は緊急暫定措置の変更、補充、取消の権利を有する。
2. 緊急暫定措置の変更、補充、取消の手続は、この法律第 50 条の規定に従って実施する。
3. 仲裁廷は、以下の各場合において、適用済みの緊急暫定措置を取消す：
  - a) 緊急暫定措置を請求した当事者が、取消を提議する；
  - b) 緊急暫定措置の適用を受ける当事者が、請求をした当事者に対して、義務履行のための担保財産を納入した、又は保証人を立てた；
  - c) 法令の規定に従って、当事者に終了する義務がある。
4. 緊急暫定措置の取消手続は以下のように実施する：
  - a) 取消を請求する当事者は、緊急暫定措置取消提議書を作成して仲裁手に送る；
  - b) 仲裁廷は、緊急暫定措置取消決定を検討して発出し、緊急暫定措置を請求した当事者がこの法律第 50 条 3 項が規定する担保財産を受領することを検討して決定する。但し、緊急暫定措置適用を請求した当事者が、不当な請求により緊急暫定措置の適用を受ける当事者又は第三者に損害を惹起したことによる損害賠償責任を負う場合を除く。

緊急暫定措置取消決定は、直ちに各紛争当事者及び民事判決執行機関に送付しなければならない。

#### 第 52 条 緊急暫定措置を請求した当事者の責任

---

<sup>22</sup> 「金額、金、宝石又は価値を有する書類」の原文は、*một khoản tiền, kim khí quý, đá quý hoặc giấy tờ có giá* である。

緊急暫定措置を請求した当事者は、自らの請求に関して責任を負わなければならない。緊急暫定措置を請求した当事者が正しくなく、他方当事者又は第三者に損害を惹起した場合は、損害賠償をしなければならない。

### 第 53 条 緊急暫定措置の適用、変更、取消をする裁判所の権限、手順、手続

1. 仲裁の申立書の受領の後、自らの合法的権利及び利益が侵害される、又は侵害される直接的な危険がある場合、当事者は権限を有する裁判所に緊急暫定措置の一つ以上を適用する申立書を送付する権利を有する。
2. 緊急暫定措置適用申立書の受領日から 3 営業日以内に、権限を有する裁判所の長官は検討して解決する裁判官一人を割り当てる。割当日から 3 営業日以内に、裁判官は緊急暫定措置を適用するか否かを検討し、決定する。裁判官は、担保措置がなされた後、直ちに緊急暫定措置適用決定を下す。請求を承認しない場合、裁判官は請求した当事者がわかるように文書で明確な理由を通知する。
3. 当事者は、裁判所に緊急暫定措置の変更、補充<sup>23</sup>、取消を請求する権利を有する。緊急暫定措置の変更、補充、取消請求の解決の検討、解決をする裁判官の割当はこの条 2 項の規定に従って実施する。
4. 裁判所の緊急暫定措置の適用、変更、補充、取消の手順、手続及び法令適合性の検査は民事訴訟法の規定に従って実施する。
5. 紛争解決過程において、当事者が仲裁廷に一つ以上の緊急暫定措置適用の請求をしたが、裁判所にも緊急暫定措置適用を請求していた場合は、裁判所はその請求を拒否して申立書を返さなければならない。但し、緊急暫定措置適用の請求が仲裁廷の権限に属さない場合を除く。

## 第八章 紛争解決の審問

### 第 54 条 紛争解決の審問の準備

1. 各当事者が異なる合意を有する、又は仲裁センターの規則が異なる規定を有する場合を除き、仲裁廷が審問開始の時期及び場所を決定する。
2. 各当事者が異なる合意を有する、又は仲裁センターの規則が異なる規定を有する場合を除き、審問参加招集書を審問開始の 30 日前までに各当事者に送付しなければならない。

### 第 55 条 紛争解決の審問の構成、手続

---

<sup>23</sup> 「補充」の原文は *bổ sung* である。「補充」という言葉は、この 53 条の条文名には入っていない。



1. 各当事者が異なる合意をする場合を除き、紛争解決の審問は非公開である。
2. 各当事者は直接、又は代理人に委任して、紛争解決の審問に参加する；自らのための証人、合法的権利及び利益の弁護人<sup>24</sup>を依頼する権利を有する。
3. 各当事者の合意がある場合、仲裁廷はその他の者に紛争解決の審問に参加の許可を与えることができる。
4. 紛争解決の審問の手順、手続は仲裁センターの規則が規定する；アドホック仲裁については各当事者の合意による。

### 第 56 条 当事者の欠席

1. 申立人が紛争解決の審問に正式に招集されたが、正当な理由なく欠席した、又は仲裁廷の承認なく審問から退出した場合、申立書を取り下げたと看做される。この場合、被申立人の請求がある、又は反対請求申立書があるときは、仲裁廷は引き続き紛争を解決する。
2. 被申立人が紛争解決の審問に正式に招集されたが、正当な理由なく欠席した、又は仲裁廷の承認なく審問から退出した場合、その時点で有している資料及び証拠に基づき、仲裁廷は引き続き紛争解決を行う。
3. 各当事者の請求に従って、仲裁廷は各当事者の出席がなくても資料に基づいて紛争解決手続を進行させることができる。

### 第 57 条 紛争解決の審問の延期

正当な理由がある場合、当事者は仲裁廷に紛争解決の審問の延期を請求することができる。紛争解決の審問延期の請求は文書でなされ、証拠を添付して理由を明確に記載し、紛争解決の審問の 7 営業日前までには仲裁廷に送付されなければならない。仲裁廷がこの期限内に請求の受け取らなかった場合は、紛争解決の審問の延期を請求した当事者が、費用が発生した場合にはそのすべてを負担する。仲裁廷は審問延期の請求を検討して、承認するか否かを決定し、遅滞なく各当事者に通知する。

審問の延期期間は仲裁廷が決定する。

### 第 58 条 調停、調停成立の公認

---

<sup>24</sup> 「合法的権利及び利益の弁護人」の原文は người bảo vệ quyền và lợi ích hợp pháp である。民事訴訟法（92/2015/QH13）75 条 1 項によれば「当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、当事者の合法的権利及び利益を擁護するため、手続に参加する者」であり、合法的権利及び利益の弁護人として活動できるのは弁護士その他である（同条 2 項）。当事者を代理する権限はないと思われる。

各当事者の請求に従って、仲裁廷は紛争解決につき当事者が相互に合意するため調停を進行する。各当事者が紛争事件の解決につき合意した場合、仲裁廷は各当事者の署名及び仲裁廷の確認がある調停成立調書を作成する。仲裁廷は各当事者の合意承認決定を下す。この決定は最終的なもので、仲裁判断と同じ価値を有する。

## 第 59 条 紛争解決の停止

1. 以下の場合、紛争解決が停止される：
  - a) 個人である申立人又は被申立人が死亡し、その権利及び義務が相続されていない；
  - b) 機関、組織である申立人又は被申立人が活動の終了、破産、解散、新設合併、吸収合併、消滅分割、存続分割又は会社形式の変更があり、その機関、組織の権利及び義務が承継する機関、組織がない；
  - c) 申立人が申立書を取り下げた、又はこの法律の第 56 条 1 項に従って取り下げたと看做される。但し、被申立人が引き続き紛争解決を請求する場合を除く；
  - d) 各当事者が紛争解決終了を合意する；
  - d) 裁判所が、この法律第 44 条 6 項の規定に従って、紛争事件が仲裁廷の権限に属さない、仲裁合意の不存在、仲裁合意の無効、仲裁合意の実施不可能との決定をした。
2. 仲裁廷が紛争解決停止決定を下す。仲裁廷がまだ成立していない場合、仲裁センターの長が紛争解決停止決定を下す。
3. 紛争解決停止の決定がされた場合で、後の紛争が前の紛争と申立人、被申立人、紛争の法律関係に関して異なることがない場合は、各当事者は、後の紛争の仲裁による再度の仲裁解決請求をする権利を有さない。但し、この条 1 項の c 号 d 号が規定する場合を除く。

## 第九章 仲裁判断

### 第 60 条 仲裁判断を下す際の原則

1. 仲裁廷は多数決に従って仲裁判断を下す。
2. 多数決で決まらない場合は、議長仲裁人の意見により仲裁判断が作成される。

### 第 61 条 仲裁判断の内容、形式及び効力

1. 仲裁判断は書面で作成され、以下の主要な内容を有する：
  - a) 仲裁判断を下す年月日及び場所；
  - b) 申立人及び被申立人の名称、住所；

- c) 仲裁人の氏名，住所；
  - d) 申立書の概要及び争点；
  - d) 仲裁判断の理由。但し，各当事者が判断中に理由を記載は不要であると合意した場合を除く；
  - e) 紛争解決の結果；
  - g) 判断内容の施行期限；
  - h) 仲裁費用及びその他の関連を有する費用の配分；
  - i) 仲裁人の署名。
2. 仲裁判断に署名しない仲裁人がいる場合，議長仲裁人はそのことを仲裁判断に記載して，理由を明記しなければならない。この場合，仲裁判断は依然として効力を有する。
  3. 仲裁判断は審問において直ちに，又は最後の審問から 30 日以内に発行される。
  4. 仲裁判断は発行後，直ちに各当事者に送付する。各当事者は仲裁センター又はアドホック仲裁の仲裁廷に仲裁判断の写しの交付を請求する権利を有する。
  5. 仲裁判断は最終のものであり，発行日から効力を有する。

## 第 62 条 アドホック仲裁の仲裁判断

1. 当事者の請求に従って，アドホック仲裁の仲裁判断は，権限を有する民事判決執行機関に執行を請求する前に，仲裁廷が仲裁判断を下した地の裁判所に登録することができる。仲裁判断を登録するか否かは仲裁判断の内容及び法的価値に影響を与えない。
2. 仲裁判断が下された日から 1 年以内に，アドホック仲裁の仲裁判断の登録を請求した当事者は，以下の資料の原本，又は適式であることの証明を付した以下の資料の写しを添付した仲裁判断登録申請書をこの条第 1 項が規定する権限を有する裁判所に送付しなければならない。
  - a) アドホック仲裁廷が発行した仲裁判断；
  - b) もしあれば，アドホック仲裁廷の紛争解決の審問の議事録；
  - c) 仲裁合意の原本又は適式であることが証明された写し。請求をした当事者は裁判所に送付した各資料の確実性につき責任を負う。
3. 仲裁判断登録申請書の受領日から 5 営業日以内に，裁判所の長官は仲裁判断登録申請を検討する裁判官一人を割り当てる。割当日から 10 日以内に，裁判官は申請書の添付資料の確実性を調査し，登録を実施する。仲裁判断が正しくないと確定された場合は，裁判官は登録を拒否して，申請書及び各添付資料を返し，直ちに当事者に通知して理由を明らかにする。裁判所からの

通知の受領日から 3 営業日以内に、仲裁判断登録申請者は裁判所の長官に仲裁判断登録拒否に関して異議を申し立てる権利を有する。異議の受領日から 3 営業日以内に、裁判所長官は異議を検討して解決決定を下さなければならない。裁判所長官の異議解決決定は最終決定である。

4. 仲裁判断の登録の内容は以下のとおりである：

- a) 登録を行った日時、場所；
- b) 登録を行った裁判所の名称；
- c) 登録を申請した当事者の名称、住所；
- d) 登録される仲裁判断；
- d) 権限を有する者の署名と裁判所の押印。

**第 63 条 仲裁判断の修正及び解釈；仲裁判断の補充**

1. 各当事者が期限につき異なる合意を有する場合を除き、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、当事者は仲裁廷に対して、仲裁判断内のスペリング、回数又は計算の誤りにつき修正を請求する権利を有するが、この場合、直ちに他方当事者にその通知をしなければならない。仲裁廷はこの請求が正当であると判断した場合は、その請求の受領日から 30 日以内に修正をしなければならない。
2. 各当事者が期限につき異なる合意を有する場合を除き、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、当事者は仲裁廷に対して、仲裁判断の内容の具体的な点、又は部分について解釈を請求する権利を有するが、この場合、直ちに他方当事者にその通知をしなければならない。仲裁廷はこの請求が正当であると判断した場合は、その請求の受領日から 30 日以内に解釈をしなければならない。解釈の内容は仲裁判断の一部となる。
3. 仲裁判断の発行日から 30 日以内に、仲裁廷はこの条 1 項が規定する誤記を自ら修正して、各当事者に直ちに通知することができる。
4. 各当事者が異なる合意を有する場合を除き、仲裁判断の受領日から 30 日以内に、当事者は仲裁廷に対して、手続の過程で述べたが仲裁判断には記載されなかった請求につき仲裁判断の補充を請求する権利を有するが、この場合、直ちに他方当事者にその通知をしなければならない。仲裁廷はこの請求が正当であると判断した場合は、その請求の受領日から 45 日以内に仲裁判断の補充をしなければならない。
5. 必要性がある場合、仲裁廷は、この条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に従った仲裁判断の修正、解釈又は補充につき期限を延長することができる。

**第 64 条 資料の保存**

1. 仲裁センターは、処理済みの紛争事件の資料を保存する責任を有する。アドホック仲裁の紛争事件の資料は各当事者又は仲裁人が保存する。
2. 仲裁資料は、仲裁判断又は仲裁による紛争解決停止決定が下された日から 5 年間保存される。

## 第十章 仲裁判断の執行<sup>25</sup>

### 第 65 条 自発的な仲裁判断の履行

国家は、当事者が自ら仲裁判断を履行することを奨励する。

### 第 66 条 仲裁判断執行請求権

1. 仲裁判断の施行期限が経過したが、仲裁判断を履行しなければならない当事者が自ら履行せず、この法律第 69 条が規定する仲裁判断の取消も請求しない場合、仲裁判断履行を求める権利を有する当事者は、権限を有する民事判決執行機関に仲裁判断執行を請求する権利を有する。
2. アドホック仲裁の仲裁判断については、この法律 62 条が規定する仲裁判断の登録の後に、仲裁判断履行を求める権利を有する当事者は、権限を有する民事判決執行機関に仲裁判断執行を請求する権利を有する。

### 第 67 条 仲裁判断の執行

仲裁判断は、民事判決執行に関する法令の規定に従って執行される。

## 第十一章 仲裁判断の取消

### 第 68 条 仲裁判断取消の根拠

1. 裁判所は、当事者の申立がある場合に仲裁判断の取消を検討する。
2. 仲裁判断は、以下の各場合の一つに属する場合に取り消される。
  - a) 仲裁合意の不存在、又は仲裁合意の無効；
  - b) 仲裁廷の構成、仲裁手続が各当事者の合意に適合しない、又はこの法律の規定に反する。
  - c) 紛争事件が仲裁廷の権限に属さない；仲裁判断に仲裁廷の権限に属さない内容がある場合は、その内容が取り消される。
  - d) 各当事者が提出し、仲裁廷がその仲裁判断を下す根拠とした証拠が偽造されたものである；仲裁人が、金銭、財産、又はその他利益となる物を紛争当事者から受け取り、仲裁判断の客観性、公平性に影響を与える；
  - d) 仲裁判断がベトナム法令の基本原則に反する。

---

<sup>25</sup> この章において、ベトナム語の *thi hành* につき、自発的なものを「履行」、民事判決執行機関によるものを「執行」と訳し分けている。

3. 裁判所が仲裁判断取消の申立を検討する際、証明義務は以下のように確定される<sup>26</sup>。
  - a) この条第 2 項 a 号, b 号, c 号及び d 号の規定に基づいて、仲裁判断の取消申立をする当事者は、仲裁判断を下した仲裁廷がそれら場合の一つに属することの証明義務を負う。
  - b) この条第 2 項 d 号が規定する仲裁判断については、裁判所がその仲裁判断を取消するか否かを決定するための証拠収集、解明につき主動的な責任を負う。

### 第 69 条 仲裁判断取消申立の権利

1. 仲裁判断の受領日から 30 日以内に、仲裁廷が下した仲裁判断がこの法律第 68 条 2 項が規定する場合の一つに属することを証明できる十分な理由を有する当事者は権限を有する裁判所に対して仲裁判断の取消の申立書を送付する権利を有する。仲裁判断取消申立書には、仲裁判断取消申立のための理由となる資料、証拠が添付され、合法的でなければならない。
2. 不可抗力の出来事により申立書送付期限を経過した場合は、不可抗力の出来事が生じていた期間は仲裁判断申立期限として計算しない。

### 第 70 条 仲裁判断取消申立書

1. 仲裁判断取消申立書は以下の主要な内容を記載する：
  - a) 申立書作成の年月日；
  - b) 申立人の名称、住所；
  - c) 仲裁判断取消の申立及びその根拠。
2. 申立書に以下の書類を添付する；
  - a) 仲裁判断の原本，又は適式性が証明された写し<sup>27</sup>
  - b) 仲裁合意の原本，又は適式性が証明された写し<sup>28</sup>申立書に添付される書類で外国語により記載されているものはベトナム語に翻訳され翻訳文が適式であることが証明されなければならない。

### 第 71 条 仲裁判断取消申立書の裁判所による審査

---

<sup>26</sup> この章においては yêu cầu を「申立」と訳している。

<sup>27</sup> 「仲裁判断の」「適式性が証明された写し」の原文は bản sao phán quyết trọng tài đã được chứng thực hợp lệ である。

<sup>28</sup> 「仲裁合意の」「適式性が証明された写し」の原文は bản sao thoả thuận trọng tài đã được chứng thực hợp lệ である。

1. 仲裁判断申立書を受理した後、権限を有する裁判所は直ちに仲裁センター、又はアドホック仲裁の各仲裁人、各紛争当事者及び同級の検察院に通知する。
2. 受理日から 7 営業日以内に、裁判所長官は 3 名の裁判官からなる申立書審査評議会を指定し、その中の一人が裁判所長官の割当に従って議長となる。  
指定の日から 30 日以内に、仲裁判断取消審査評議会は仲裁判断取消申立書審査のために会議を開催しなければならない。裁判所は、裁判所の申立書審査の会議に参加するため研究用として、会議開催前の 7 営業日以内の間、書類を同級の検察院に送る。この期間が経過したら、申立審査の会議のため、検察院は裁判所に書類を返送しなければならない。
3. 会議は、各紛争当事者、もしあれば<sup>29</sup>各紛争当事者の弁護士、同級検察院の検察官が出席して進行する。各当事者の一人が審査評議会に自らの欠席を請求した、適式に招集されたが正当な理由なく欠席した、又は仲裁廷の了承なく会議を中座<sup>30</sup>した場合でも、審査委員会は依然として仲裁判断取消申立の審査を進行する。
4. 申立書審査の際、申立書審査委員会は、この法律第 68 条の各規定及び各添付資料を審査、決定の根拠とする；仲裁廷が解決済みの紛争内容を再審問しない。申立書及び各添付資料の審査の検討の後、招集された者がいればその意見を聞き、検察官は意見を陳述し、評議会は討論して多数決で決定する。
5. 申立書審査評議会は仲裁判断の取消決定、又は取消をしない決定をする権利を有する。取消申立をした当事者がその申立を取り下げた、適式に招集されたが正当な理由なく欠席した、又は裁廷の了承なく会議を中座した場合、審査評議会は申立書審査の停止決定を下す。
6. 決定が下された日から 5 営業日以内に、裁判所は決定を各当事者、仲裁センター又はアドホック仲裁の仲裁人、及び同級の検察院に送付する。
7. 当事者の請求及び適合性の考慮に従って、申立書審査評議会は、60 日以内の間、仲裁判断の取消理由を除くためという観点から仲裁廷が仲裁手続の誤りを克服する条件を創出するために、仲裁判断取消申立書解決の審査を暫定的に停止することができる。仲裁廷は手続の誤り克服について裁判所に知らせなければならない。仲裁廷が手続の誤りの克服をしない場合、申立書審査評議会は仲裁判断を取消す。

---

<sup>29</sup> 「もしあれば」の原文は *nếu có* であるが、各当事者の弁護士 (*luật sư của các bên*) だけを修飾していると思われる。

<sup>30</sup> 「仲裁廷の了承なく会議を中座」の原文は *rời phiên họp mà không được Hội đồng chấp thuận* である。

8. 申立書審査評議会が仲裁判断取消決定を下した場合、各当事者はその紛争事件を再び仲裁に付す合意をすること、又は裁判所に提訴することができ  
る。申立書審査評議会が仲裁判断取消決定を下さなかった場合、仲裁判断は  
履行される。
9. どちらの場合であっても、仲裁による紛争解決の期間、裁判所による仲裁  
判断取消手続進行の期間は提訴時効の期間として計算されない。
10. 裁判所の決定は最終的なものであり、施行効力を有する。

## 第 72 条 仲裁に関連する裁判所の費用

裁判所に、仲裁人の指定、緊急暫定措置の適用、仲裁判断の取消申立、仲裁  
判断の登録及びその他を請求することに関する費用は裁判所の費用に関する法  
令の規定に従う。

## 第十二章 ベトナムにおける外国仲裁の組織及び活動

### 第 73 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の活動条件

外国で現在合法的に活動をしている設立済みの外国仲裁組織で、ベトナム社  
会主義共和国の憲法及び法令を尊重するものは、この法律の規定に従ってベト  
ナムでの活動を許可される。

### 第 74 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の活動形式

ベトナムにおける外国仲裁組織の活動形式は以下のとおりである：

1. 外国にある仲裁組織の支店（以下「支店」と総称する）；
2. 外国にある仲裁組織の駐在事務所<sup>31</sup>（以下「駐在事務所」と総称する）。

### 第 75 条 支店

1. 支店は外国仲裁組織に属する部署であり、この法律の規定に従ってベトナ  
ムにおいて設立され、活動する。
2. 外国仲裁組織及びその支店はベトナムの法令の前に支店の活動に責任を負  
う。
3. 外国仲裁組織は、一人の仲裁人を支店長として選ぶ。支店長は外国仲裁組  
織のベトナムにおける委任による代表者である。

### 第 76 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店の権利及び義務

1. 支店となる事務所の賃貸、支店の活動に必要な各手段、物品の賃貸、購  
入。

---

<sup>31</sup> 「駐在事務所」の原文は Văn phòng đại diện である。



2. 支店で働くベトナム人、外国人の労働者のベトナム法令に従った採用。
3. ベトナムで活動を許可された銀行での支店の活動のためのベトナムドン、外貨による口座開設。
4. 支店の収入のベトナム法令の規定に従った国外への移転。
5. ベトナム法令の規定に従った支店名の印鑑の保有。
6. 外国仲裁組織の委任に従った仲裁廷の設立のための仲裁人の指定。
7. 仲裁、調停及び法令の規定に従ったその他の商業紛争解決サービスの提供。
8. 外国の仲裁廷の紛争解決に向けた行政、事務サービス及びその他のサービスの提供。
9. 仲裁費用及びその他の合法的な費用の収受。
10. 仲裁人に対する報酬の支払い。
11. 仲裁人の紛争解決の程度及び能力の向上、増強。
12. 書類の保存、仲裁決定の写しの各紛争当事者又はベトナムの権限を有する国家機関の請求に従った送付。
13. 設立許可書、活動登録書に記載された範囲内での活動。
14. 支店の活動に関連を有するベトナム法令の規定の執行。
15. 支店の活動についての、支店が活動登録した地の司法局に対する毎年定期の報告。

## 第 77 条 駐在事務所

1. 仲裁事務所は、ベトナムの法令の規定に従って設立された外国仲裁組織の部署であり、ベトナムにおける仲裁活動の機会を調査、促進する。
2. 外国仲裁組織は、ベトナムの法令の前に、駐在事務所の活動に責任を負う。

## 第 78 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の駐在事務所の権利及び義務

1. ベトナムにおける自らの仲裁活動の機会の調査、促進。
2. 駐在事務所となる事務所の賃貸、駐在事務所の活動に必要な各手段、物品の賃貸、購入。
3. 駐在事務所で働くベトナム人、外国人の労働者のベトナム法令に従った採用。
4. ベトナムで活動を許可された銀行での駐在事務所の活動のための外貨、ベトナムドンによる口座開設、及び駐在事務所の活動だけに対するこの口座の使用。
5. ベトナム法令の規定に従った駐在事務所名の印鑑の保有。
6. 駐在事務所設立許可書に規定される目的、範囲、及び期限内での活動。

7. ベトナムにおける仲裁活動は実施できない。
8. ベトナム法令の規定に従った仲裁の促進活動，宣伝活動だけができる。
9. 駐在事務所の活動と関連を有するベトナム法令の規定の執行。
10. 駐在事務所の活動についての，駐在事務所が活動登録した地の司法局に対する毎年定期の報告。

#### **第 79 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店，駐在事務所の活動**

ベトナムにおける外国仲裁組織の支店，駐在事務所の設立，登録及び活動の終了はベトナム法令及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約の規定に従う。

政府は，ベトナムにおける外国仲裁組織の支店，駐在事務所の設立，登録及び活動の終了の手続の詳細を規定する。

### **第十三章 施行条項**

#### **第 80 条 この法律が施行効力を有する前に設立された仲裁センターに対する法律の適用**

この法律が施行効力を有する前に設立された各仲裁センターは，再度，設立手続をする必要はない。各仲裁センターは，この法律が施行効力を有した日から 12 か月以内に，この法律の規定に適合するように定款，仲裁規則を修正，補充しなければならない。上記期間が経過したが，仲裁センターが定款，仲裁規則を修正，補充していない場合は，設立許可書が回収され，活動を終了しなければならない。

#### **第 81 条 施行効力**

1. この法律は 2011 年 1 月 1 日から施行効力を有する。
2. 番号 08/2003/PL-UBTVQH11 の商業仲裁についての国会常務委員会令は，この法律が効力を有する日から効力を失う。
3. この法律が施行効力を有する前に締結された仲裁合意は，仲裁合意をした時点の法令の規定に従って実施される。

#### **第 82 条 詳細規定及び施行案内**

政府は，最高人民裁判所，最高人民検察院は自らの任務，権限の範囲内で法律の条項の詳細を規定し，施行案内をする；国家管理の請求に適合するように，この法律のその他の必要な内容を案内する。

本稿は 2020 年 7 月 26 日時点での仮和訳であり，今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

この法律はベトナム社会主義共和国第 12 期国会第 7 会期において，2010 年 6 月 17 日に採択された。

国会議長

グエン・フー・チョン